

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

庁内各局部課長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙会発第48号、丙生企発第39号
丙刑企発第22号、丙組企発第12号
丙交企発第31号、丙備企発第151号
令和4年3月17日
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長

捜査費の適正な執行の確保の徹底について（通達）

捜査費については、「捜査費の適正な執行の確保の徹底について」（平成29年2月27日付け警察庁丙会発第15号ほか。以下「旧通達」という。）等に基づき、各都道府県警察において種々の取組を推進しているところであるが、いまだ私的流用事案の根絶に至らないほか、盗難・紛失事案の発生も後を絶たないなど、依然として憂慮すべき状況にある。

こうした不適正事案は、たとえ1件の発生であっても社会的反響は極めて大きく、国民の信頼を基礎として成り立つ警察活動全体に深刻な影響を及ぼすこととなる。

各位にあっては、下記の事項に留意し、引き続き、捜査費の適正な執行の確保に万全を期されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 業務管理の徹底

捜査費をめぐる不適正事案の発生要因としては、当事者に起因する問題はもとより、厳守すべき経理手続の基本を軽視し、これが徹底されていないなど、規範意識の緩みが背景にあることも、過去の発生事案から読み取れる。

取扱者等（取扱者、補助者、中間取扱者及び中間交付者。以下同じ。）は、経理手続の基本を厳守するとともに、捜査費の執行を伴う個々の活動を確実に掌握し、次の事項を踏まえた的確な業務管理を推進すること。

- (1) 一般捜査費の申請及び精算に当たっては取扱者（中間取扱者を含む。以下同じ。）が、また、捜査諸雑費の支払伝票の精算に当たっては中間交付者が、当該捜査費を執行しようとし又は執行した捜査員等と対面した上で行うこと。

この際、特に捜査協力者等との接触又は謝礼の交付を伴う執行については、当該捜査員等から、執行の日時・場所・方法、相手方の人定事項、接触時の状況、執行の対価としての協力内容等について具体的に説明させ、執行状況を把握すること。

- (2) 中間交付者は、捜査員等による捜査諸雑費の執行に関し、執行形態や金額の大小に関わらず、個々の執行内容を当該捜査員等への指揮事項に照らし合わせ、

その整合性を十分に確認すること。

また、取扱者は、中間交付者が捜査員等による捜査諸雑費の執行内容の確認を適切に行っているか点検するとともに、必要に応じ、捜査諸雑費を執行した捜査員等に直接執行時の状況を説明させるなど、所属において捜査諸雑費が適正かつ効果的に執行されているか定期的に確認すること。

- (3) 取扱者及び補助者は、施錠設備を有する金庫に捜査費を保管（手提げ金庫の場合は、更に施錠設備を有するキャビネット等に収納）し、当該金庫等の鍵については、執務室等に放置することのないよう適切に管理すること。

また、取扱者及び補助者は、中間交付者が扱う捜査諸雑費に関し、その保管管理状況を定期的に点検し、執務室の施錠できる机等に保管している場合には、不在時に必ず施錠の上、その鍵を執務室等に放置することのないよう適切に管理させること。

取扱者等は、捜査員等が扱う捜査諸雑費に関し、その保管管理状況を定期的に点検し、不在時には必ず施錠の上、その鍵を執務室等に放置することのないよう適切に管理させること。

2 身上把握の徹底

取扱者等は、捜査費を執行する捜査員等について、金銭や異性関係の問題兆候の把握に特に留意しつつ、よりきめ細やかな身上把握を徹底すること。

取扱者は、身上把握により問題兆候が見られた場合には、その問題の正確な把握に努め、必要な指導・助言を行うとともに、問題の解決が図られるまでの間、当該捜査員等を捜査費の執行を伴う業務に従事させないなど、適切な措置を講じること。

3 捜査費に関する指導教養の再徹底

取扱者等は、これまでの指導教養が形式的なものとなっていないかという視点で、その内容等について必要な見直しを行い、捜査費経理の手續及び公金を取り扱うことの責任の重要性について指導教養を再徹底すること。その際、捜査員等が真に必要な捜査費の執行を躊躇し、捜査等の的確な推進に支障を来すことのないよう、捜査費の適正かつ効果的な執行について具体的に指導を行うこと。

指導教養の実施に当たっては、これを行う幹部が捜査費経理について十分な関心を持ち、必要な知識を有していることが必須であることから、取扱責任者等は、自ら対面監査を実施するなど、取扱者の職責に対する自覚の醸成を図りたい。

4 会計部門と捜査部門の連携強化

不適正事案を防止するためには、会計監査はもとより、捜査等を担当する各部門（以下「捜査部門」という。）において、捜査費の適正かつ効果的な執行を主体的に指導し、その結果を会計部門と共有するなど、会計部門と捜査部門とが緊密に連携することが重要である。

両部門においては、更なる連携強化を図り、捜査費の適正かつ効果的な執行の確保に向けた取組を徹底すること。